○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第二号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則（平成十年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、同項の規定に基づき公表する。

令和八年十一月九日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（環境施設の配置） **第四条**　環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき市町村準則が定められた場合（以下「市町村準則が定められた場合」という。）又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項若しくは第十八条の二第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。	（環境施設の配置） **第四条**　環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき市町村準則が定められた場合（以下「市町村準則が定められた場合」という。）又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。
附　則 この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。	

○財務省、農林水産省、経済産業省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月九日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：長岡支店 郵便番号：940―0061 所在地：新潟県長岡市城内町１丁目２番地10号 電話番号：0258―35―2121	営業所又は事務所の名称：長岡支店 郵便番号：940―0062 所在地：新潟県長岡市大手通２丁目２番地14号 電話番号：0258―35―2121

(2)　変更年月日

令和８年11月９日

(3)　変更の理由

移転のため

○厚生労働省告示第三百八十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和九年五月二十日）から適用する。

令和八年十一月九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第六十八条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、薬局医薬品とする。ただし、次に掲げるものを除く。

一　体外診断用医薬品

二　法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品

三　薬局製造販売医薬品

その他告示

○農林水産省告示第千六百八十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和八年二月十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年十一月九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第31565号
2　登録年月日　令和８年２月16日
3　農林水産植物の種類
Rubus L.
4　登録品種の名称　Von
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
North Carolina State University
1021 Main Campus Drive, 2nd Floor, Raleigh, NC, 27606, USA